

# 第6章 日照阻害

## 6-1 概況

昭和40年代中頃からマンション等の中高層建築物が急激に増え、それに伴い日照阻害は住環境に大きな影響を及ぼすようになったため、各地で日照をめぐる紛争が発生するようになった。国では、これらの問題に対処するため昭和51年11月に建築基準法（昭和25年法律第201号）を改正し、中高層建築物の日影規制を制度化し、以後一定規模以上の建築物はこの規制基準内での計画を義務付けた。

愛媛県環境影響評価条例では、道路事業に係る技術指針に、嵩上式道路について日照阻害を標準項目としている。高架道路、高架鉄道、擁壁等の高架の構造物も対象とし、遮音壁や目隠し壁等を設置する場合は、これらを含めた一体の構造物として扱う。

なお、日影の及ぶ範囲が計画地周辺の道路や鉄道の敷地内あるいは河川等の水面域のみである場合は、日照阻害を評価項目として選定する必要はない。ただし、この場合には計画構造物による時刻別日影図及び等時間日影図を添付して根拠を明確にしておく必要がある。

居住環境以外についても植物、特に農作物等への影響が考えられるが、農作物は栽培されている地域と農作物の種類、さらに、その発芽、生育時期等の条件により日射量等の必要条件も異なる。したがって、農作物等への影響評価が必要な場合は、各農作物の種類ごとにそれぞれの分野における最新の科学的知見により実施すべきである。

## 6-2 調査

### 1 調査すべき情報

対象事業の規模及び事業計画の内容と地域の特性を勘案して、次に掲げる項目のうちから必要なものを調査する。

#### (1) 土地利用の状況

土地利用の状況は、次に示すものを調査する。

ア 住宅地、商業地、工業地、公園・緑地、道路・鉄道用地、河川などの分布状況

イ 住宅、学校、病院、幼稚園・保育園、福祉施設、指定文化財その他これらに類する施設等日照の確保を必要とする用途の建物等の位置、分布状況

ウ 計画地周辺の既存の比較的大規模な建築物の位置、形状及び高さ

エ 将来の土地利用の計画

#### (2) 地形の状況

地形の状況については、計画地及び周辺地域の標高、土地の高低、土地の傾斜、谷地・崖地・台地等の位置等の状況を調査する。特に、日影の影響は地盤の高低差が重要な要素となることから、計画地より北側地域の標高が計画地より低い場合は、予測・評価の段階で問題となることが多い。

#### (3) 地域の日影の状況

計画地周辺の主要な既存建築物による日影の範囲、日影となる時刻及び時間数を、主として冬至日について調査する。また、必要に応じて春秋分、夏至についても調査することが望ましい。

#### (4) 主要な地点における日影の状況

日照阻害の影響が及ぶと予想される計画地北側地域に(1)のイで示した施設があ